

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,128千円	定員数	<p>特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設等から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,200千円	施設数	
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト事業所の設置)			
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む)			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	219千円	定員数 (転換前床数 (転換床数が 転換前床数を 下回る場合は 転換床数))	

(注1) 車両購入に係る手続き及び登録に要する費用（税金、保険料、販売諸費用、預り法定費用等）並びにその他車両購入費として適当と認められない費用については、補助対象外とする。

(注2) 注1の規定に関わらず、リサイクル料金（車両、家電等の購入に係るもの）及びリサイクルシール（消火器等の整備に伴うもの）の購入に要する経費は補助対象にすることができる。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金交付要綱において補助対象となっている介護ロボット・ICT機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。）	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所			宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数		
都市型軽費老人ホーム	210千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム				
施設内保育施設	2,100千円	施設数		

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設 特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの） 養護老人ホーム	当該施設等を整備する用地に 係る国税局長が定める路線価 （路線価が定められていない地 域においては、知事が適当と認 める額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であつ て、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金 の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一 部の期間の地代の引き下げが行われていると認められ るもの。）

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む） → ユニット化」改修	2,380千円		
ア 特別養護老人ホーム（定員30人以上）のユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 			

(注1) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(注2) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 既存の特別養護老人ホーム（定員30人以上）における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単 位	4 対象経費
<p>特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修</p>	<p>734千円</p>	<p>整備床数</p>	<p>特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

（注）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240千円	転換前床数 （転換床数が 転換前床数を 下回る場合は 転換床数）	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改築 2,770千円	改修 1,115千円		

（注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護施設等における看取り環境整備推進事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
<p>介護施設等の看取り環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p>3,500千円</p>	<p>施設数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>

(注1) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(注2) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 共生型サービス事業所の整備推進事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
共生型サービス事業所の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,029千円	事業所数	<p>共生型サービス事業所の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>

（注1）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

（注2）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 新型コロナウイルス感染症が発生した介護施設等への消毒・洗浄経費支援事業

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
新型コロナウイルス感染症が発生した介護施設等への消毒・洗浄経費支援	全額	施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料

（注1）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

（注2）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業（2020年4月30日から）

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置設置経費支援 	4,320千円	設置台数（佐賀県知事が認めた台数（定員数を上限とする））	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備設置経費支援 	換気設備を設置する居室の延べ床面積（佐賀県知事が必要と認めた面積）×4千円	施設・事業所	<p>換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

(注1) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(注2) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

民間事業者に対し、県が補助を行う事業（第3条（2）関係）

別表2 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 面積基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・ 特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

（注1）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

（注2）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

（注3）既存建物を買収して宿舎を整備する場合、仲介手数料、印紙代、その他建物の購入費として適当と認められない費用は補助対象外とする。